

仕 様 書

1. 件 名 エネルギー回収型廃棄物処理施設容量価値売却
2. 契約概要 エネルギー回収型廃棄物処理施設で発生した余剰電力の容量価値を売却する。(単価契約)
3. 履行場所 天理市岩屋町 459 番地 2
4. 契約期間 (自) 契約締結日 ～ (至) 令和 12 年 3 月 31 日
5. 売却期間 (自) 令和 11 年 4 月 1 日 ～ (至) 令和 12 年 3 月 31 日
6. 施設名称 エネルギー回収型廃棄物処理施設
7. 受電地点 エネルギー回収型廃棄物処理施設内に設置した
77,000V ケーブルヘッド
(受電地点番号 06101520000000004010900)
8. 接続電力系統 関西電力送配電株式会社
9. 系統 ID 6548M
10. FIP 認定 ID RC01154529 認定バイオマス比率 52.262%
11. 供給地点特定番号 06101520000000004010000
12. 電気方式 交流 3 相 3 線式
13. 受給最大電力 6,330kW
14. 周 波 数 60H z
15. 標準電圧 77,000V
16. 発電設備方式 廃棄物発電 6,330kW
燃料：一般廃棄物
17. ごみ焼却施設 ストーカー式焼却炉 142 (トン/日×2 炉)
18. 予定価格 ￥ 7, 6 0 0, 4 2 5 円
(消費税及び地方消費税含む)

19. 入札時における契約希望単価

入札書に記載する金額は、入札書の様式に沿って税抜きの入札金額【入札書に記載された想定容量に対する容量単価（1円単位で設定する1kW当たりの単価とし、消費税等を含まない。）】を記載すること。

※容量価値売価代金を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

- ① 電力量1キロワットの単価の単位は、最小単位を税抜1円とする。
(契約単価は消費税込となるので最小単位は0.1円)
- ② 容量価値売却代金計算における金額の単位は、1円単位とし、1円未満の端数は切り捨てとする。

20. その他

(1) 発電設備の停止

- ① 例年2月に実施する発電設備等の法定点検により、10日程度の発電停止期間が発生する。この期間は、設備の点検内容により変わるため定期ではなく詳細は実需給年度の前年に決定する予定であり、これらの期間については受注者の意向は考慮しない。
- ② 1号炉、2号炉共に連続運転時間、年間運転日数は下記のとおりである。
連続運転時間 100（日/炉）
年間運転時間 300（日/炉）

(2) 一般廃棄物処理の操業

本仕様書20（1）の規定に関わらず、一般廃棄物の安定処理を優先するため、事前の予告なく操業変更及び操業停止をすることがある。

(3) 計測装置等の設置及び運用

- ① 受注者が容量市場の参加に必要な計測装置、装置の設置、システム

の導入、実効性テストに関する費用等、すべての費用は落札者側の負担とし、取り付けの際は、工場の運転と送電に影響のないようにすること。

- ② 受注者が設置する計量器及び通信装置の設置場所は、無償で貸与する。
ただし、設置場所等は、事前に発注者と受注者の協議により定めるものとする。

- ③ 受注者が設置した通信装置の消費する電力及び通信に係る費用については、発注者との協議により定めるものとする。

(4) 契約内容の変更

契約単価の変更については原則として実施しない。

ただし、発注者の設備の大幅な変更や発注者の故意、重過失により運転データとの乖離が著しい等やむを得ない事由がある場合には受注者は契約単価の変更を申し出ることができるものとする。

発注者及び受注者は契約単価を含む契約内容の変更を希望する場合、あらかじめ書面により相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議の上、決定するものとする。

(5) 協議

その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間の協議により決定するものとする。

